

令和5年11月27日

令和5年第1回奥多摩町議会臨時会会議録

令和5年11月27日 開会

令和5年11月27日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第1回奥多摩町議会臨時会 会議録

1 令和5年11月27日午前10時00分、第1回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第1回奥多摩町議会臨時会議事日程 [第1号]

令和5年11月27日(月)
午前10時00分 開会・開議

会 期 令和5年11月27日～11月27日(1日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長臨時町議会開会・開議宣告	—
2	—	<p style="text-align: right;">8番 小峰 陽一 議員</p> 会議録署名議員の指名 <p style="text-align: right;">9番 石田 芳英 議員</p>	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	町長あいさつ	—
5	議案第53号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
6	議案第54号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第55号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第56号	令和5年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
9	議案第57号	令和5年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
10	議案第58号	令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決

(午前11時23分閉会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 5 年第 1 回奥多摩町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件については、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員に、

8 番 小峰陽一議員、

9 番 石田芳英議員、

以上 2 名を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定ついてを議題とします。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） 令和 5 年第 1 回奥多摩町議会臨時会の運営について本日午前 9 時より議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果をご報告申し上げます。

はじめに、本臨時会の会期であります。提出された案件を審議の結果、本日 1 日限りとすることに決定しました。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。配布してございます提出案件一覧表及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

はじめに、議案第 53 号から議案第 55 号までの 3 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 56 号から議案第 58 号までの令和 5 年度一般会計をはじめとする特別会計補正予算の 3 議案についても一括上程とし、採決は、それぞれ即決と決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本臨時会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） 議会運営委員会委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

なお、本臨時会の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

次に、本臨時会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 本日、令和5年の第1回の臨時会を招集させていただきました。条例の一部改正と幾つかの補正予算を皆様方に審議をしていただく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4年間、本当に議員皆様の活動もコロナとともに制限をされながら、町のためにご尽力をいただきました。議会運営に際しましても滞ることなく開催ができましたこと、改めて皆様方のご協力に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

町のこれからの進展のためにいろいろなご意見、ご示唆をいただきました。全部が全部すぐにレッツゴーと行かない部分があったのですが、一つ一つ、もう一回かみしめて次のまちづくりに邁進してまいりたいというふうに思います。

先週、私と議長、議会事務局長で神津島の100周年記念式典に参加をさせていただきました。本当に皆様方、神津島との交流がいろんな条件が重なって行けなかった、そういうことも思いながら神津島を訪れました。昭和20年の出来事が発端で、神津島の村民が奥多摩に疎開され、それから奥多摩町との関係がつくられました。そして、長野県の佐久市も神津島村に対していろいろな形でこれまで対応を行ってまいりました。私ども奥多摩町と佐久市がその100周年記念式典に招待を受け、先日行ってまいりましたが、前田村長の言葉の中にも、村民を受け入れていただいた奥多摩町に対する感謝の言葉が述べられておりました。

平成29年に連携協定を結びまして、その思いを私どもも何らかの形でお返ししなくてはいけないというそういう思いで、子どもたちの交流、一般住民の交流を行って今日に至っています。先日も神津島村の議員さんとも交流をさせていただきました。ぜひともまた皆様方に、近いうちに島にお越しいただきたいというお言葉を預かってまいりました。

このメンバーでは最後の議会になるものだと思いますが、本当に皆様の今までの活動、町に対するご支援に感謝申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第5 議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第54号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第55号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第53号から議案第55号をご覧ください。議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第54号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第55号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3件の条例改正につきましては提案理由に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、議員特別職の特別給の支給割合及び一般職の職員の給料表及び特別給、勤勉手当の支給割合等を改正するため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、10月13日に勧告されました東京都人事委員会の勧告内容につきましてご説明いたします。

町の給与改定は、東京都の職員給与条例をもとに改定をしておりますが、令和5年東京都人事委員会の給与勧告では、例月給では職員と民間従業員の給与の比較結果に加え、生計費や人事院の勧告内容など総合的に勘案した結果、給料表の引上げ改定を行うことで公民較差の解消を図ることが適当であると示されております。

また、特別給賞与につきましては、民間事業所における支給割合を考慮して年間支給月数を0.10月引き上げる改定となりました。

給与勧告制度は、公民較差を解消して、職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで職員の給料を社会一般の情勢に適応した適正な水準とする役割がございます。今回の勧告では、例月給につきましては、本年4月時点の比較に基づき、公民較差は、民間従業員の給与が職員の給与を3,569円、率にすると0.88%上回っていることから、公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から初任層に重点を置きつつ、全級、全号級の引上げ改定を行うもので、本年4月1日に遡及して実施するものでございます。

特別給賞与につきましては、民間従業員に対する直近1年間の賞与の支給実績と職員等

比較し、0.10 月分引上げ、引上げ分を全て勤勉手当に配分する勧告がなされたもので、勤勉手当に限りますと、2.15 月から 2.25 月と改められ、これにより期末手当の 2.4 月分と合わせて年間の期末手当の支給月数を現在の合計 4.55 月分から 4.65 月分と改めるもので、この改定は、令和 5 年度に支給する期末勤勉手当から実施するものでございます。

なお、例月給、特別給ともに 2 年連続の引上げ改定となるものでございます。

今回の改定に伴います人件費の年間影響総額は、例月給給料で、全会計の総額として 4 月から 11 月分の遡及の総額で約 317 万円の増額となるものでございます。

次に、特別給につきましては、全会計の総額で約 969 万円の増額となる見込みでございます。1 人当たり特別給の額では、20 歳代で扶養なしの場合、約 5 万 7,000 円、40 歳代の係長職で配偶者と子ども 1 人の扶養親族があるものでは約 5 万 3,000 円、50 歳代の課長補佐職で、配偶者と子ども 2 人の扶養親族があるものでは約 4 万 6,000 円の増額となります。

以上の点を踏まえまして本議会に上程させていただく内容は、給与に関わる例月給と特別給賞与の引上げ等につきまして改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の内容についてご説明させていただきます。

議案第 53 号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、一般職の勤勉手当と同様の割合を期末手当において、議案第 54 号の特別職の職員の給与に関する条例は、勤勉手当を含む期末手当においてその支給月数を改正するものですが、分かりやすくご説明させていただくために、大変恐れ入りますが、議案第 55 号の一般職の職員の給与に関する条例の改正からご説明させていただきます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入ります、タブレット 39 ページ、新旧対照表をご覧ください。また、併せて別添として配布させていただいております A 4 横長の提案説明付属資料をご覧ください。タブレット 36 ページの新旧対照表でございます。下線の部分が改正の部分となります。

第 19 条勤勉手当、第 2 項中、勤勉手当「100 分の 107.5」を「100 分の 112.5」に改め、同条第 3 項では、定年前再任用短時間勤務職員について「100 分の 52.5」を「100 分の 55」に改めるもので、人事委員会で勧告された一般職の職員の勤勉手当 100 分の 10、0.10 月分を引き上げるものでございます。

なお、ここで定める割合は、6 月、12 月の支給月にそれぞれ加算されるもので、これで勤勉手当につきましては、年間 2.25 月分の支給月に改めるものでございます。

別添の付属資料をご覧ください。一般職の下段の施行日、6 年 6 月 1 日以降の勤勉手当の月数の改正となります。括弧内は、定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の支給

月数です。

なお、5年度分につきましては、この後、附則でご説明させていただきます。

恐れ入ります、タブレット9ページにお戻りください。別表第1及び第2の改定がございますが、別表第1、(ア)行政職給料表(1)、1等級主事職で概要を説明させていただきます。改定内容は、公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から、初任層に重点を置き、全級全号級の引上げ改定を行うものでございます。

給料表は概要となりますが、行政職給料表(1)、1等級主事職で、1号級で勧告による給料月額が15万6,200円、改定額は7,900円、5.3%の引上げで、以降4ページ進めていただき、13ページをご覧ください。149号級で、勧告では32万4,800円、改定額は1,500円の引上げとなり、初任層に重点を置きつつ、全級全号級の引上げを改定し、上限額では7,900円、下限額では1,500円となる改定でございます。

9ページにお戻りください。2等級から4等級及びその他の給料表につきましては、(ア)行政職給料表(1)の改定内容を基本として改定を行うものでございますので、この後、別表第1及び別表第2の説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、タブレットの36ページをお願いいたします。附則として、第1項施行期日では、この条例は公布の日から施行し、第2項適用区分では、この条例による改正後の奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例、以下「新条例」といいます。別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用し、第3項勤勉手当に関する特例措置では、令和5年12月に支給する勤勉手当につきましては、本文の規定にかかわらず、一般職は100分の117.5とすること、定年前再任用短時間勤務職員は100分の57.5とすること、第4項給与の内払いでは、この条例による改正前の条例の規定に基づいて、令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた給料は、新条例の規定による給料の内払いとみなす規定を定めるものでございます。

別添の附属資料をご覧ください。右側の一般職の欄の中段の5年12月1日の勤勉手当の月数の改正となります。5年度につきましては、既に6月期に1.075月分の勤勉手当を支給しているため、5年度12月期に1.175分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間2.25月とするものでございます。

次に、タブレット1ページをご覧ください。議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議会議員の報酬のうち、期末手当につきましては、現在は年間で3.30月、6月の支給では1.65月、12月に支給する場合も同様に1.65月を支給しております。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 5 条第 2 項の改正でございますが、この期末手当につきまして年間で 0.10 月分引き上げるとともに、引上額を加えた総額 3.40 月分を一般職と同様に、6 月期と 12 月期で均等配分する 1.70 月分に改めるものでございます。

ただし、議会議員の期末手当につきましては、年間で 0.10 月分引き上げますが、適用が本年 12 月に支給する期末手当からとし、5 年度における期末手当の年間支給月数は、現在の支給月数の年間 3.30 月分に 5 年度引上げ適用となっている 0.10 月分の 2 分の 1、0.05 月を加えた 3.35 月とし、本年 12 月に支給する期末手当は、5 年度の年間支給月数の 3.35 月数から 6 月に支給している 1.65 月分を減じた 1.70 月分を支給することを定めたものでございます。

別表の附属資料をご覧ください。左側の議員の欄の支給率に改めるものでございます。議会議員の期末手当につきましては、人事委員会の勧告はございませんが、従来職員と同様に引き上げ、改正の際には議員の特別給も引き上げておりますことから、ご提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、タブレット 4 ページをご覧ください。議案第 54 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

特別職の職員につきましては、勤勉手当を含み、期末手当として支給しており、現在は一般職と同様に年間で 4.55 月、6 月に支給する場合は 2.275 月、12 月に支給する場合は 2.275 月分を支給しております。

2 ページ進めていただき、6 ページ、新旧対照表をご覧ください。第 3 条第 2 項の改正でございますが、この期末手当につきましては年間で 0.10 月分引き上げるとともに、引上額を加えた総額 4.65 月分を一般職と同様に、6 月期と 12 月期で均等配分する 2.325 月分に改めるものでございます。

附則といたしまして、第 1 項施行期日では、この条例は公布の日から施行し、第 2 項は期末手当に関する特例措置として、令和 5 年 12 月に支給する期末手当について条文の規定にかかわらず、100 分の 237.5 とすることを改めるものでございます。

別添の附属資料をご覧ください。特別職の欄の中段の 5 年 12 月 1 日の手当の月数の改正となります。5 年度は既に 6 月期に 2.275 月分の期末手当を支給しているため、5 年度の 12 月期に 2.375 月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間 4.65 月分とするものでございます。

特別職につきましては、一般職と同様、常勤であるため、5 年度から人事委員会の勧告

の0.10月分の改定を実施するものでございます。

なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第53号から議案第55号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第53号の質疑を行います。質疑はありますか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

議員の期末手当の引上げということですが、計算すれば分かることかもしれませんが、具体的に議長、副議長、議員の値上げの額を教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員の質問にお答えさせていただきます。

具体的に議長、副議長ということで役職議員それぞれでございますけれども、議長につきましては、6月に支給した差額でございますけれども、2万700円でございます。副議長につきましては1万8,400円でございます。こちらは今後ですけれども、各常任委員の委員長の部分でございますけれども、3万6,800円となります。次に、議会運営委員長につきましても今後でございますけれども、1万7,825円。そのほか議員さんにつきましては1万7,250円になります。

その他、退任される議員さん、また、新人議員さんもおりますけれども、そちらまで必要でしょうか。新たに新規となります議員さんにつきましては在職率が100分の30になりますので、0.3を加える形になります。そうしますと17万5,950円となります。退任される各常任委員長の部分でございますけれども、こちらにつきましては期間率が0.8となりまして、10万3,385円の減額となります。そのほか議員さんの退任の部分では10万50円の減額となり、全体を相殺いたしますと6万8,655円の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今回、会計年度任用職員の方の期末手当の変更はなしということですけど、その理由を教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、会計年度任用職員につきましては、国都それぞれ人事委員会の部分では、調査の対象が民間職員ということから、奥多摩町においても準じまして会計年度につきましては改定はございません。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第53号の質疑を終結します。

次に、議案第54号の質疑を行います。質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

すみません、先程と同様ですけれども、町長、副町長、教育長の値上げ分を教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの質問にお答えいたします。

理事者の改定の部分でございます。町長におかれましては約8万9,000円、副町長におかれましては7万8,000円、教育長は7万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第54号の質疑を終結します。

次に、議案第55号の質疑を行います。質疑はありますか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

先程、相田議員の質問で会計年度任用職員はなしということだったんですが、非常に物価高が進んでいまして、全職員、大変苦しい生活ではないかと思えます。人事院勧告では該当しないということだったんですが、町独自でやることは、議論というか、それはなかったのかどうか教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの質問にお答えさせていただきます。

本改定につきましては職員組合とも協議折衝を行い、会計年度につきましては、やはり

東京都人事委員会の勧告に準じておりますので、こちらにつきましては該当しないということに結論を得ております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） すみません、組合のほうでもそういう申出というか、要望は出なかったということよろしいですか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

組合のほうからもそのような質疑等もございませんでした。町からは、国都の内容をお話しさせていただいて、結果ということに改定はしないということになりました。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第55号の質疑を終結します。

次に、議案第53号と54号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、議案第53号の反対討論ありましたらお願いします。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

本条例改正案は、東京都人事委員会の勧告に基づく職員の例月給、特別給の引上げに連動して議員の期末手当が引き上げられるというものです。一般職非現業の地方公務員は、労働基本権が制約されており、その代償措置として人事委員会勧告制度が設けられています。そういう仕組みを考えたときに、特別職や議員についても給与改定の根拠としての人事院勧告や東京都人事委員会勧告は尊重すべきことではありますが、直ちにそれを受け入れるということは必須ではありません。

今、非常に厳しい物価の高騰が起きている中、町民の福祉向上のために日夜頑張っている職員の皆さんの給与の引上げは大いに賛同しますが、労働条件の異なる特別職や議員については、立ち止まって考える必要があるのではないのでしょうか。

今、町民の暮らしはとどまるところを知らない物価高や社会保障費の負担増で、昨年に

も増して厳しくなっています。町民からは、少ない年金から容赦なく保険料などが天引きされて、どうやってやりくりしようか頭を抱える、給料は僅かに増えたが、物価高に追いつかない、買物すると1万円札があつという間に消えるという悲痛な声が寄せられています。こんなときに昨年に続いて町長、副町長、教育長の特別職や議員の期末手当を増額することに町民の理解は得られないと思います。少なくとも据え置くべきだと考えます。

以上、反対の理由を申し上げ、議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして討論いたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、賛成討論を行います。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

議員につきましても都の人事院勧告の職員に倣ってということで、こういう改定になりますが、上げるときは上げる、下げるときは下げるということで、これからの議員を考えても、実際にここで我々は自主的に2名を削減して、町に貢献をして町の将来を考えているわけでございます。

しかしそれと同時に、今後の若い人の議員も出てもらいたいことも含めて、議員になりたい人も増やすということで、同じように職員さん、または特別職と同じような形で報酬も得ているということを示す必要があるので、私は賛成とさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋 邦男君） 次に、反対の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、賛成討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） では、議案第53号のほうの討論は終結いたします。

続いて、議案第54号の討論を行います。はじめに、反対討論から行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

議案第54号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この条例につきましても先程と同じ理由により反対といたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 続いて、賛成討論を行います。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

これも同様に、責任の重さ、対外的なものを考えて、期間というものを限られているわ

けでございますので、そういう意味では適正な処理、また下げるときは下げますので、適正な処理だと思ひまして賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 続いて、反対討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 次に、賛成討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ここで議案第 54 号の討論を終結いたします。

議案第 55 号は討論の申出がありませんので、終結したいと思います。

よって、これより採決に入ります。

日程第 5 議案第 53 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 53 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6 議案第 54 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 54 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 55 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 55 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 56 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 9 議案第 57 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 10 議案第 58 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）、以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 56 号から議案第 58 号までの令和 5 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 3 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げますが、今回の補正予算につきましては、主に先程ご決定いただきました給与条例の改正に伴い、人件

費の補正をご提案するものとなります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、私からは総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 56 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 3,617 万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金に 1,500 万円を追加し、繰入金の計を 5 億 5,020 万 7,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1,500 万円を追加し、歳入の合計額を 74 億 3,617 万円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は 7 万 1,000 円を追加し、議会費の計を 9,252 万円に、総務費のうち、総務管理費は 139 万 7,000 円、徴税費は 49 万 2,000 円、戸籍住民基本台帳費は 24 万 7,000 円、選挙費は 10 万 9,000 円、監査委員費は 36 万 7,000 円を追加し、総務費の計を 14 億 9,634 万 6,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は 97 万 9,000 円、児童福祉費は 26 万 1,000 円、国民年金費は 5 万 9,000 円を追加し、民生費の計を 12 億 9,073 万 6,000 円に、衛生費のうち、保健衛生費は 85 万円、清掃費は 6 万 9,000 円を追加し、衛生費の計を 6 億 6,079 万 4,000 円に、農林水産業費のうち、農業費は 63 万 1,000 円、林業費は 47 万 8,000 円、水産業費は 13 万 3,000 円を追加し、農林水産業費の計を 9 億 1,634 万 9,000 円に、商工費のうち、観光費は 227 万 1,000 円を追加し、商工費の計を 4 億 8,938 万 3,000 円に、土木費のうち、土木管理費は 226 万 2,000 円、住宅費は 93 万 4,000 円、下水道費は 19 万 5,000 円を追加し、土木費の計を 12 億 8,327 万 4,000 円に、消防費は 191 万 6,000 円を追加し、消防費の計を 3 億 3,572 万 5,000 円に、4 ページをご覧ください。教育費のうち、教育総務費は 26 万 7,000 円、給食費は 4 万円、社会教育費は 52 万 5,000 円を追加し、教育費の計を 6 億 3,913 万 5,000 円に、予備費は、予算調整により 44 万 7,000 円を追加し、予備費の計を 3,257 万円とするもので、今回の歳出補正額は 1,500 万円を追加し、歳出の合計額を 74 億 3,617 万円とするものでございます。

以上で、議案第 56 号の説明を終わります。

次に、議案第 57 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につい

てご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,649万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

今回の補正は、繰入金のうち、その他一般会計繰入金に19万5,000円を追加するもので、繰入金の計を6億1,758万4,000円に、歳入の合計額を7億3,649万1,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

事業費のうち、下水道事業費は、人件費の増に伴い、19万5,000円を追加するもので、事業費の計を8,879万9,000円に、歳出の合計額を7億3,649万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

次に、議案第58号 令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第1条は総則となります。

第2条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の病院事業収益のうち、医業収益は入院収益、外来収益などの収入見込額の増に伴い、2,321万円を追加し、病院事業収益の計を5億5,667万8,000円に、支出の病院事業費用のうち、医業費用は給与費、薬品の材料費などの支出見込額の増に伴い、2,321万円を追加し、病院事業費用の計を5億5,667万8,000円とするものでございます。

第3条予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第1号職員給与費3億4,152万3,000円を3億4,355万5,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

以上で、議案第56号から議案第58号までの3会計についての補正予算の提案説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時5分から再開といた

します。

午前 10 時 52 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていた
だきますようお願いします。

はじめに、議案第 56 号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 56 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計
補正予算（第 3 号）の内容につきましてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 18 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 1,500 万円の増は、歳出にお
ける各費目の財源として財政調整基金から所要額を繰り入れるもので、補正後の財政調整
基金繰入額を 3 億 2,000 万円とするものですが、充当される各費目の内容につきましては
歳出でご説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット 8 ページからは歳出予算の説明に入
りますが、給与費等の補正は、東京都人事委員会の勧告に基づく給料表及び特別給の支給
割合等の改定に伴う人件費の補正でございますので、8 ページ、款 01 議会費から 17 ペ
ージ、款 10 教育費までの各課事業費の補正予算のうち、節 01 報酬、節 02 給料、節 03 職員
手当等及び節 04 共済費等に関わる議員特別職、一般職員及び会計年度任用職員の人件費に
つきましては、この給与費明細書で全て説明をさせていただきます。

また、人件費以外の補正予算項目、款 09 消防費及び款 14 予備費の補正は、ページに沿
って説明をさせていただきます。

恐れ入ります、タブレット 19 ページ、給与費明細書をご覧ください。19 ページは、1、
特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。給与費で、期末手
当は特別給の改定に伴う増額で、長等は、町長、副町長で 17 万円、下段のその他は教育長
で 8 万円をそれぞれ増額する見込みでございます。

給与費計は 25 万円の増額、その隣の共済費は、長等及びその他教育長分で 6 万円の年間
所要額を見込み、合計では 31 万円を増額する見込みでございます。

次に、20 ページをご覧ください。2、一般職、（1）の総括でございます。内訳といた

しましては、次の 21 ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員と、次の 22 ページ、イ、会計年度任用職員の総括となります。

はじめに、21 ページのア、会計年度任用職員以外の職員常勤職員からご説明させていただきます。比較の欄ですが、職員数は、予算上では新規採用 1 人分を増員し、次の給与費で給料は 497 万 4,000 円の増額で、給与改定に伴い、年間所要額の調整を行うもの、次の職員手当 521 万 3,000 円の増額は、特別給及び給与改定等によるもので、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、扶養手当 15 万円の増額は受給者増によるもの、地域手当 43 万 7,000 円の増額は給与改定によるもの、住居手当 9 万円の減額は居住地変更に伴うもの、1 つ飛ばして超過勤務手当 185 万円の増額は税務総務費ほか 7 事業費の年間所要額を見込み、通勤手当 11 万 1,000 円の増額は人事異動及び通勤経路変更等を行うもので、次に、下段の区分、期末勤勉手当 283 万円の増額は特別給勤勉手当の改定に伴い、年間所要額の調整を行うもので、1 つ飛ばして児童手当 7 万 5,000 円の減額は受給者の減によるものでございます。

上段にお戻りいただき、給与費計では 1,018 万 7,000 円の増額となり、隣の共済費の 116 万円の増額は、期末手当等の改定に伴い、年間所要額を調整するもので、合計では 1,134 万 7,000 円の増額となる見込みでございます。

次に、22 ページをご覧ください。比較の欄で、職員数は、一般管理費で、育児休業代替分としてパートタイム会計年度任用職員 2 人分を増員し、補正後の人数を 126 人とするものでございます。

次に、給与費で報酬は 97 万 7,000 円の増額は、一般管理費における育児休業代替分としてパートタイム会計年度任用職員の所要額を見込み、1 つ飛ばして職員手当 14 万円の増額は、パートタイム会計年度任用職員 1 人分の所要額を見込み、給与費計では 111 万 7,000 円の増額、隣の共済費 7 万円の増額は、パートタイム会計年度任用職員 1 人分の所要額を見込み、合計では 118 万 7,000 円を増額する見込みでございます。

なお、下表の職員手当の内訳は、上段でご説明いたしました会計年度任用職員の期末手当 1 人分の所要額を見込むものでございます。

タブレット 20 ページにお戻りいただき、2、一般職、(1) 総括をご覧ください。只今ご説明いたしましたア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員と、イ、会計年度任用職員の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみご説明させていただきます。

比較の欄の職員数の変更では、括弧内はパートタイム会計年度任用職員を 2 人増員し、ほか 1 人は職員分でございます。次に、給与費で報酬は 97 万 7,000 円の増額、次の給料は

497万4,000円の増額、次の職員手当は535万3,000円の増額となり、職員手当の内訳は下表となります。

比較の欄で、扶養手当は15万円の増額、地域手当は43万7,000円の増額、住居手当は9万円の減額、1つ飛ばして超過勤務手当は185万円の増額、通勤手当は11万1,000円の増額で、下段に移り、期末勤勉手当は297万円の増額、1つ飛ばして児童手当は7万5,000円の減額、上段の表にお戻りいただき、給与費計では1,130万4,000円の増額となり、隣の共済費は123万円の増額、合計では1,253万4,000円の増額となる見込みでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、次に人件費以外の予算項目につきましてご説明させていただきます。タブレット16ページをご覧ください。

中段の部分で、款09消防費、事業番号(02)消防団費は147万4,000円の増額でございます。節10需用費で、説明欄記載の消耗品費の増額は、内訳として、女性消防団員7人分の2種制服、3種活動服及び防寒服等の購入69万5,000円の計上と消防団員用雨合羽200人分の購入費の補正で、当初予算計上額における物価上昇に伴い不足額78万円を補正するものでございます。

非常備消防費は、人件費と合わせて191万6,000円を増額補正するものでございます。

恐れ入ります、次に18ページをご覧ください。款14予備費44万7,000円の増額は、歳入歳出の予算調整によるものでございます。

以上で、議案第56号 令和5年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

○議長(高橋 邦男君) 以上で、議案第56号の説明は終わりました。

次に、議案第57号についての説明を求めます。環境担当主幹。

○環境担当主幹(原島 保君) 議案第57号 令和5年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入でございます。

款05繰入金、項01一般会計繰入金、目01一般会計繰入金、節01下水道事業繰入金19万5,000円の増額は、歳出予算規模に合わせて増額するもので、内訳としまして、説明欄記載の01小河内処理区下水道事業繰入金として7万6,000円、02奥多摩処理区下水道事業繰入金として11万9,000円を増額するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。歳出でございます。

款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費 19 万 5,000 円の増額は、事業 (01) 下水道事業費 (小河内処理区) 及び事業 (02) 下水道事業費 (奥多摩処理区) の節 02 給料及び節 03 職員手当等の人件費の調整によるものでございます。

次に、8 ページをご覧ください。給与費明細書でございます。歳出予算にご説明いたしました人件費の内訳でございますので、後程ご参照をお願いいたします。

以上で、議案第 57 号の説明を終わります。

○議長 (高橋 邦男君) 以上で、議案第 57 号の説明は終わりました。

次に、議案第 58 号についての説明を求めます。奥多摩病院事務長。

○病院事務長 (岡野 敏行君) 議案第 58 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号) の内容についてご説明いたします。

2 ページをお開きください。収益的収入の実施計画書でございます。病院事業収益を 2,321 万円増額するものです。

項 1 医業収益、目 1 入院収益を 1,003 万 3,000 円増額及び目 2 外来収益を 817 万 7,000 円増額します。主な増事由は、患者 1 人当たりの収益の増となっております。目 3 その他営業収益を 500 万円増額します。主な増事由は、ワクチン等の予防接種費用の増となっております。

3 ページをお開きください。収益的支出の実施計画書でございます。病院事業費用を病院事業収益と同じく、総額で 2,321 万円増額するものです。

はじめに、項 1 医業費用のうち、目 1 給与費を 203 万 2,000 円増額します。内訳は、給与改定による給料の増となります。次に、目 2 材料費は、薬品費をコロナ治療薬等の使用量の増加により、1,980 万円増額するものです。次に、目 3 経費は、報償費を 22 万 4,000 円、需用費を 115 万 4,000 円実績及び見込みにより増額するものです。

4 ページをお開きください。給与費の明細書でございますが、先程支出の給与費のところで説明した内容を表にまとめたものでございますので、説明は省略させていただきます。

次の 5 ページから 8 ページにつきましては、予定貸借対照表でございますが、実施計画書の内容に基づき作成したものとなっております。詳細な説明については省略させていただきます。

以上で、議案第 58 号の説明を終わります。

○議長 (高橋 邦男君) 以上で、議案第 58 号の説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 56 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 56 号の質疑を終結します。

次に、議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 57 号の質疑を終結します。

次に、議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 56 号から議案第 58 号までについて討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 56 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 56 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 57 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 57 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 58 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 58 号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

以上をもって令和 5 年第 1 回奥多摩町議会臨時会を閉会します。長時間大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 23 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員